

令和6年度

原子力規制研究技術基盤構築事業費補助金  
(原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業)

公募要領

令和6年3月

原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ技術基盤課

## 事業概要

国内では原子力施設に関する新しい技術・概念の導入が進められると見込まれることから、将来の規制上の課題に対応するために、安全研究を通して科学的・技術的知見を取得していく必要が生じている。

「原子力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業」（以下「本事業」という。）は、補助事業者が将来の規制上の研究課題に対処する技術基盤（体制、設備及び人材を含む。）を構築することを目的として、必要な経費の補助を行うものである。

### 1. 補助の対象

以下の（１）及び（２）の条件を満たす取組

#### （１）実施機関（国内の機関に限る。）

大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人又はその他法律に規定されている法人（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人（NPO 法人）等）

#### （２）事業内容

本事業は、補助事業者が将来の規制上の研究課題に対処する技術基盤を構築することを目的に、原子力規制庁が行う安全研究の基礎となる技術の開発や他分野で開発が進められている新技術の適用に関連した研究等、長期的かつ広範な分野に及ぶ課題に対応した安全研究を実施し、高度かつ専門的な知見を、時宜を得て獲得・蓄積して、将来的に規制上の研究課題の提案を行える能力を養い、原子力規制庁が行う規制活動を確実に支援できる能力をもつことを期待して、当該研究等に補助を行う。

（補助の対象範囲に係る事項）

- 海外派遣等については、事業を達成する上での必要性や、派遣による効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。
- 研究機器の整備や研究資機材の購入については、事業実施者が保有する既存のものでの研究の実施の可否、事業を達成する上での必要性、研究資機材の購入による効果などを確認した上で、補助対象とするかを判断する。

### 2. 採択方法

採択方法は、「6. 実施機関の選考について」に基づき選考を行い、補助対象事業を採択する。ただし、本補助事業の予算の範囲内で、事業を実施するために要する経費を支出する。

### 3. 補助期間及び補助額

補助期間及び補助額は、おおむね以下のとおりとする。事業計画の内容等を勘案して予算の範囲内で年度ごとに決定する。

補助期間：1年～5年以内

令和6年度予算額：371百万円

#### 4. 補助対象経費について

##### (1) 補助額の算定

補助事業を実施するために実施機関が実際に負担（支出）した補助対象経費から、補助事業の実施により得られる収入及び自己充当額がある場合、補助対象経費に充てるべきものとされる部分を減額した収支差に相当する額を補助額とする（ただし、補助金交付決定額を上限とする）。

【補助額の算定式】 補助金交付額 = 補助対象経費 - 収入及び自己充当額

##### (2) 補助対象経費の費目

令和6年度は以下の費用を補助対象経費とする。ただし、いずれの経費についても本事業と直接関係のある支出に限る。

###### ①人件費

雇用契約等を締結し補助事業に従事する者に、その労働対価として支払うもの及び雇用主が負担するその社会保険料等。ただし、国からの運営費交付金等によって人件費がまかなわれている職員に対する人件費は計上できない。

（例）事業担当職員賃金、社会保険料等事業主負担分等

###### ②事業実施費

###### a) 旅費・謝金

事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内旅費、委員等旅費、外国旅費、外国人講師招へい旅費、招へい外国人講師滞在費等。）及び諸謝金。

なお、航空運賃は原則エコノミークラス料金とする。

###### b) 設備備品費

事業を遂行するに当たり必要不可欠な設備備品の購入経費及び当該設備備品を設置する際の据付けのための経費。

###### c) その他

本事業を遂行するために直接的に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、借料・損料、雑役務費（送金手数料、収入印紙代等）、光熱水費、会議開催費、補助員人件費、その他本事業を適切に実施するに当たり必要となる経費。

なお、本事業の遂行と直接関連のない経費や不動産取得に関する経費に使用することはできない。ただし、本事業として行われる国際会議・国際シンポジウム等に不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用可能。

### (3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、「消費税」という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになる。

これは、補助事業者が消費税の確定申告時に、仕入控除した消費税等相当額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等相当額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されている。

しかしながら、上記の報告は、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となり、失念等による報告もれが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④国又は地方公共団体(特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

## 5. 事後評価・成果の取扱いについて

事業開始に当たっては、補助事業の継続性等について評価を行い、事業開始後も、必要に応じて事業期間中の年度ごとに補助事業終了後の継続性等について詳細に確認を行う。

また、補助期間の最終年度に、補助事業の実績・成果・継続性等について評価を行う。

なお、補助事業であるため、成果は実施機関に帰属するが、国の予算による事業であること及び原子力規制に必要な知見の獲得のための基盤を図ることを目的とした事業であるという観点から、本補助事業で獲得した知見は、積極的に論文などで公表することが望ましい。

## 6. 実施機関の選考について

### (1) 選考方法

本事業の実施機関を選考するための審査は、審査評価委員会において行われる。

選考に当たっては、応募書類に基づく書類審査及び書類審査において確認が必要と判断された事業について対面により事業計画等を聴取するヒアリング審査の2段階審査を行う。

審査の結果、事業内容の修正提案を行う場合や、審査時点で事業の実現性等を見通すことが困難な事業をFS（フィジビリティスタディ）として採択し、次年度以降の継続に条件を付する場合がある。

令和6年度事業の審査では、以下の審査基準を基に、研究力・技術力、将来の規制課題についての見識及び人材育成体制等に重点を置いた審査を行い、予算の範囲で事業を採択する。

## （2）審査基準

- 事業の内容が本事業の目的及び1.（2）に掲げる事業内容と合致していること
- 事業の実施方法が本事業の目的を実現する手段として妥当なものであること
- 実施機関において事業を的確に実施するための能力と体制が整備されていること
- 見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること
- 補助期間終了後に補助事業で得た技術基盤を活用して、将来の規制上の研究課題を視野に入れた研究を継続する方策が担保されていること
- 活動結果として具体的な成果が期待できること

## 7. 応募方法

応募書類（①～④）に必要事項を記載した上で、電子ファイルをE-mailにより（iv）の提出先に提出すること。なお、提出に当たっては下記事項を厳守すること。

### （i）応募書類

以下の電子ファイルを作成すること。

- ① 公募申請書（様式1）
- ② 事業提案書（様式2）
- ③ 要望額書（様式3）
- ④ 申請受理票（様式4）

### （ii）応募書類関係一式の入手方法

応募書類関係一式は、原子力規制委員会ホームページからダウンロードできる。

### （iii）公募期間

- 公募開始日：令和6年3月29日（金）
- 公募締切日：令和6年4月30日（火）12時00分（厳守）

### （iv）提出先 E-mail アドレス：[gijutsukiban\\_ka@nra.go.jp](mailto:gijutsukiban_ka@nra.go.jp)

上記の提出先に提出すること。メールの件名は「令和6年度原子力規制研究技術基

盤構築事業（実施機関名）応募」とすること。

(v) 複数の事業の提案一つの機関が複数の事業を提案する場合は、事業ごとに申請書を作成すること。ただし、複数の事業が強く相互に関連する場合は、同一の申請書にその旨を記載した上で、事業ごとに項目分けを行うこと。（この場合の要望額は個別事業の合計額とする。）

(vi) その他

- 応募書類の提出方法は E-mail 以外認めない。また、様式 1～4 の書類は分割せずに 1 つのファイルとして提出すること。
- 公募締切日を経過して提出された応募書類は無効とする。
- 応募書類に不備がある場合は審査対象外となる場合がある。
- 応募書類の様式は変更してはならない（行の追加は可）。また、必要がある場合は、適宜参考資料を添付することができる。

## 8. 公募説明会

公募説明会を下記の日時にオンラインで開催する。参加を希望する機関は氏名、所属、電話番号及び連絡先となる E-mail アドレスを記載した上で、4月4日（木）12時までに、受付先（E-mail アドレス：[gijutsukiban\\_ka@nra.go.jp](mailto:gijutsukiban_ka@nra.go.jp)）に申込みを行うこと（参加状況により、参加日時に変更が生じる場合がある）。なお、本説明会に参加しなかった場合でも本事業に応募することは可能である。

公募説明会の日時

日時：令和6年4月4日（木）15時00分～

## 9. 採択結果等の通知

事業代表者又は連絡担当窓口に対して採択結果を通知する。なお、面接審査を実施する場合は、対象課題の事業代表者又は連絡担当窓口にのみ連絡を行い、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けない。

また、採択に当たっては、例えば、事業計画が不十分な場合、補助期間を1年間としたFSとして採択するなど、課題の内容、補助期間、経費及び実施体制等に関して条件を付すことがある。

## 10. 交付手続等

① 審査評価委員会により選定された実施機関に対して、国より補助金が交付される。事業の実施に際しては、環境大臣が定める「原子力規制研究技術基盤構築事業費補助金（原子

力規制研究の強化に向けた技術基盤構築事業) 交付要綱」に基づき、補助金交付に係る諸  
手続を行う必要がある。

- ② 補助金交付に当たっては、令和6年度における事業計画の所要経費の積算を提出することとなるが、補助額は事業計画の内容等を総合的に勘案し、当該年度の予算の範囲内で決定する。
- ③ 令和7年度以降の補助額については、予算の状況・事業の状況等により減額となる場合がある。
- ④ 本事業に申請する取組が他の事業の委託費又は補助金等による経費措置を受けている場合、本事業に申請することはできない。そのため、申請に当たっては、他の経費の措置を受けて実施している取組と十分整理した上で申請を行うこと。
- ⑤ 提案した事業が採択され補助金の交付を受けた場合、実施機関は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づき適切な経理等を行わなければならない。
- ⑥ 本補助金の執行事務を適切に遂行するため、実施機関の事務局が計画的に経費の管理を行うようにすること。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入額及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を事業が完了した年度の翌年から5年間保存すること。なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、本事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにすること。
- ⑦ 補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることとする。

#### 11. スケジュール (予定)

公募締切り後～5月 課題審査 (書類審査・ヒアリング審査)

6月頃 採択課題の決定・公表

採択課題決定後 交付申請手続

交付申請手続完了後 事業開始

#### 【本件に関する問合せ先】

原子力規制庁技術基盤グループ技術基盤課 成田、青木、河原木 電話：03-5114-  
2222 (直通)